

## フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付細則

### (趣旨)

第1 本細則は、フードバンク 寄付農産物等運送緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付対象等)

第2 交付要綱第3条第2項に規定する知事が別に定める補助金の交付の対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月10日までとする。

2 交付要綱第3条第2項に規定する知事が別に定める補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

3 交付要綱第3条第2項に規定する知事が別に定める補助金の額は、別記1の計算式により算出した額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の交付の対象となる経費としない。

- (1) 自動車専用道路、高速道路等の使用料
- (2) 他の補助事業等により実施されている事業に係る経費
- (3) その他、本事業を実施するうえで必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

### (交付申請期間)

第3 交付要綱第6条第3項に規定する交付申請期間は、令和6年2月1日から令和6年3月10日までとする。

### (実績報告)

第4 交付要綱第10条第3項に規定する提出期限は、令和6年3月11日とする。

### (添付書類)

第5 交付要綱別記第4号様式に規定する知事が定める書類は、別記2のとおりとする。

### 附 則

この細則は、令和5年12月28日から施行する。

### 別表1

補助金の交付の対象となる経費	補助率
フードバンク団体等（加入ボランティアスタッフを含む。）の活動に係る次の経費とする。 ・ 寄付を受ける農産物等の食料品の引取り及び子ども食堂等への配送に係る自動車燃料費	10/10以内

### 別記1（補助金の額の計算式）

自動車の燃料代は、以下の計算方法による。

$$\text{補助金の額（円）} = \left( \frac{\text{出発地から帰着地までの走行距離の合計（km）}}{\text{10当たりの燃費（km/l）}} \right) \times \text{基準単価（円/l）}$$

※出発地から帰着地までの走行距離の合計(km)は、地図ソフト等の測量値、自動車の走行距離記録を参照するなどして算出する。

※10当たりの燃費は、12（km/l）とする。

※基準単価は、物価高騰相当分の支援として、37.9（円/l）とする。

※補助金の額は、1円未満を切り捨てた額とする。

### 別記2（添付書類）

添付書類	備考
補助対象経費の支出証拠書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車利用による燃料代積算資料（参考様式1）</li><li>・活動日報等に基づく運送距離の記録</li></ul>